

業務委託設計書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市一円				
路線名又は河川名等					
委託業務名	(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 (京都市一円)				
履行期間	契約日の翌日から令和 9年 3月31日まで				
事業課(所)名	道路河川管理課		単価使用年月	令和 年 月	
業務番号			歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数			基準適用年月	令和 年 月	
前払金支出			単価地区		

京都市 建設局

チェック欄	
✓	✓

委 託 概 要

(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 (京都市一円)				式	1
4級基準点測量	点	18	任意多角点測量	点	20
境界点測量	点	210	平面測量 (平地)	m	410
コンクリート境界標埋設	本	1	プレート境界標埋設	枚	2

委 託 理 由

本委託は、道路敷一部現状変更申請に伴う道路区域の変更及び開発行為により帰属を受けた道路敷において、道路区域決定が未処理となっている際の手続きに必要な道路区域の明示測量を行い、道路区域明示図等を作成するものである。
--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2026年7月
歩掛適用年月	2026年7月
基準適用年月	2026年7月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料

本業務で採用した見積歩掛は、以下のとおりである。

【4級基準点測量（真鍮鋳支給品）】

100点当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量主任技師		人	1.00	
測量技師		人	13.00	
測量技師補		人	13.00	
測量助手		人	12.00	
機械経費		式	1	直接人件費の 4.0%
通信運搬費等		式	1	直接人件費の 4.5%
材料費		式	1	直接人件費の 4.0%
精度管理費		式	1	精度管理費係数 9.0%

【任意多角点測量】

100点当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師		人	2.50	
測量技師補		人	3.50	
測量助手		人	3.50	
測量補助員		人	3.20	
機械経費		式	1	直接人件費の 4.0%
通信運搬費等		式	1	直接人件費の 2.0%
材料費		式	1	直接人件費の 6.5%
精度管理費		式	1	精度管理費係数 7.0%

【境界点測量】

100点当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師		人	1.00	
測量技師補		人	1.70	
測量助手		人	1.70	
測量補助員		人	1.00	
機械経費		式	1	直接人件費の 4.0%
材料費		式	1	直接人件費の 2.5%
精度管理費		式	1	精度管理費係数 7.0%

【平面測量（平地）】

100m当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師		人	0.80	
測量技師補		人	1.60	
測量助手		人	1.60	
測量補助員		人	1.20	
機械経費		式	1	直接人件費の 4.0%
材料費		式	1	直接人件費の 4.0%
精度管理費		式	1	精度管理費係数 6.0%

【コンクリート境界標埋設（コンクリート境界標支給品）】

10本当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師補		人	0.80	
測量助手		人	0.80	
測量補助員		人	0.80	
機械経費		式	1	直接人件費の 4.0%
通信運搬費等		式	1	直接人件費の 2.0%
材料費		式	1	直接人件費の 32.0%

【ﾌﾟﾚｰﾄ境界標埋設 (ﾌﾟﾚｰﾄ境界標支給品)】

10枚当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師補		人	0.50	
測量助手		人	0.60	
機械経費		式	1	直接人件費の 2.0%
通信運搬費等		式	1	直接人件費の 2.0%
材料費		式	1	直接人件費の 10.0%

【ﾌﾟﾚｰﾄ境界標撤去】

10枚当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師補		人	0.20	
測量助手		人	0.10	
通信運搬費等		式	1	直接人件費の 2.0%
材料費		式	1	直接人件費の 6.0%

【明示図面修正業務】

1件当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
測量技師		人	0.30	
測量技師補		人	0.20	
測量助手		人	0.20	
機械経費		式	1	直接人件費の 2.0%
材料費		式	1	直接人件費の 5.0%
精度管理費		式	1	精度管理費係数 7.0%

委託予定数量総括表

(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 (京都市一円)

種別	単位	数量	単価(税抜)		金額
4級基準点測量 (真鍮鋳支給品)	点	18		円/点	
任意多角点測量	点	20		円/点	
境界点測量	点	210		円/点	
平面測量 (平地)	m	410		円/m	
コンクリート境界標埋設 (コンクリート境界標支給品)	本	1		円/本	
プレート境界標埋設 (プレート境界標支給品)	枚	2		円/枚	
プレート境界標撤去	枚	1		円/枚	
明示図面修正業務 (既存電子データ支給)	件	1		円/件	
合計					
				消費税	
				総額	

第1号内訳表

[illegible]

第2号内訳表

[illegible]

(単価契約)京都市道路区域明示測量等業務委託（京都市一円）

特記仕様書

京都市建設局

令和 8 年度

(単価契約)京都市道路区域明示測量等業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、京都市建設局（道路河川管理課）が単価契約を締結して行う道路区域の明示に必要な測量業務等（以下「明示箇所測量」という。）の委託について適用する。

(明示箇所測量の実施)

第2条 明示箇所測量は、業務委託契約書、測量及び地質・土質調査業務委託共通仕様書及び特記仕様書のほか土木請負工事必携及び京都市公共測量作業規程に基づき実施しなければならない。

なお、明示箇所測量の実施内容については、単価契約測量指示書等（以下「測量指示書」という。）により、監督員から指示するものとする。また、本市の立会協議については、必要に応じて同行するものとする。

(ウィークリースタンスの実施)

第3条 本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

(契約単価)

第4条 契約単価は、明示箇所測量に必要な一切の経費（安全費、電子成果品作成費を含む）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(明示箇所測量の種別)

第5条 明示箇所測量の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

コンクリート境界標、プレート境界標及び4級基準点真鍮鋳は、本市支給品とする。

- (1) 4級基準点測量（4級基準点真鍮鋳の埋設を含む。）
- (2) 任意多角点測量
- (3) 境界点測量（境界測量及び境界点間測量を含む。）
- (4) 平面測量（現地測量及び横断測量を含む。）
- (5) C種：コンクリート境界標の埋設
- (6) P種：プレート境界標（モルタル埋め込み式）の埋設及び撤去

(7) 明示図面修正業務

(履行期間)

第6条 履行期間は、次の日数を標準とし、測量指示書に明記する。

ただし、特別の事情により監督員の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

・成果品提出期日

閉庁日を除く30日以内

(明示箇所測量の方法)

第7条 明示箇所測量は、原則として次のとおり実施しなければならない。

ただし、監督員の指示による場合は、この限りではない。

(1) 道路幅員の変化点、道路の折れ点及び道路区域明示線の両端を必ず測量すること。

なお、道路を構成する国有地等の底地の変化点も必ず測量すること。

(2) 測量延長は、指示区域両端から10mを範囲とすること。

(3) 測量幅は、平面図にあっては25m、横断図面にあっては、道路幅員に左右2mを加えたものとする。ただし、25mを超えるものについては、別途監督員の指示によるものとする。

(4) 明示箇所測量は、監督員が指示する種別の基準点測量等を併用して行うこととする。

(5) 明示図面の表題部の上段には、13cm四方の余白をとること。

(6) コンクリート境界標を通行の用に供している路面に埋設する場合は、路面と同一の高さとする。

(7) コンクリート境界標を通行の用に供していない箇所に埋設する場合は、境界標側面の「京都市」の字体が明確に見える高さとし、当該境界標の頭部に油性の赤ペンキを塗布すること。

(8) プレート境界標をコンクリート構造物等に埋設する場合は、その構造物と同一の高さとする。

(9) やむを得ない理由によって境界標の位置等を変更する場合は、監督員の指示を受けること。

(10) コンクリート及びプレート境界標の埋設について後日確認することができるように、作業の着手前、施工中及び完了後の写真を撮影し、監督員の確認を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 明示箇所測量を完了したときは、次の書類を提出し、完了の報告をしなければならない。

ただし、提出書類は、監督員の指示によるものとする。

(1) 単価契約測量指示書	(第1号様式の1)	1部
(2) 単価契約測量完了報告書	(第2号様式の1)	1部
(3) 単価契約復元調査測量指示書	(第3号様式の1)	1部
(4) 単価契約復元調査測量完了報告書	(第4号様式の1)	1部
(5) 引渡書	(第5号様式)	1部
(6) 委託測量明細書	(第6号様式)	3部
(7) 工事写真帳(境界標の埋設に関する作業の着手前、施工中及び完了後の写真)		1部

(8) 京都市公共基準点使用結果報告書	(第4号様式の3)	1部
(9) 京都市公共基準点現況調査票	(第4号様式の4)	1部
(10) 4級基準点成果表		1部
(11) 電子成果品	第8条、第9条参照	1部

(電子納品)

第9条 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月版）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。（別紙電子納品リスト参照）

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

(成果品)

第10条 成果品は次のとおりとする。

ただし、監督員の指示がある場合は、指示されたものを提出しなければならない。

- (1) 原図インクジェット出力図（60g/m²以上） 必要部数
 - ・境界点、線及び数値等に赤線着色したもの。
 - ・着色仕上げ箇所は、監督員の指示による。
- (2) 電子媒体（CD-R等） 1部
 - ・要領に基づいて作成したもの。
 - ・成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

(図面作成上の留意事項)

第11条 図面を作成するときは、次のとおり実施しなければならない。

ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によるものとする。

(1) 平面図

- ア 平面図には、現況その他測量記録をあますところなく記入し、測量記号は明示箇所測量記号調書のとおりにすること。
- イ 北が図面の上方になるように平面図を作成すること。
- ウ 図面の大きさが規格（A2版）を超えることとなる場合は、複数枚の図面を作成することとし、別の図面に接続する箇所について、その接続線に鎖線を施し、前後20mを重複させること。
- エ 縮尺は、原則として1/250とすること。
- オ 寸法表示はメートル表示とし、小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで表示とする。
- カ かづら石を基準とする明示は、かづら石の位置を表示すること。

(2) 断面図

- ア 道路の南から北又は西から東を視準した形で作成すること。
- イ 縮尺は、1/100として原図に記入するが、道路区域外の構造物等も正しい縮尺で記入すること。
- ウ 直線であっても20m程度に1箇所中間点をとること。
- エ 側溝の旧壁、かづら石等があれば表示すること。

(3) その他

ア 野取原図検査後の成果品は、次の内容により赤黒で記入すること。

(i) 道路区域は、赤色仕上げとすること。

(ii) 幅員、延長等の数値の記入は朱色仕上げとすること。

(iii) 町名、地番、路線名等の記入は黒色仕上げとすること。

(iv) 主要引照点から境界点までの実測距離及び線の記入は、黒色仕上げとすること。

イ 図面は、現地の道路形態が工事等によって変化しても、後日復元することが可能な引照点（マンホール、家屋角等）を用いて、詳細図及び横断図面を作成すること。

ウ 引照点については、網図を明示決定図に記載すること。なお、引照点には、座標値をもたせること。

エ 網図として表し難い場合は、拡大平面詳細図又は横断詳細図を付け加えて記載すること。

オ 明示図が2枚以上にわたるときは、各図面の決定番号欄の右隅に、総数がわかるように記載すること。例… 1 / n

カ 4級基準点網図又は多角点網図を記載すること。

(その他の留意点)

第12条 野取原図を提出するときは、現場説明時に交付した参考資料を返却するとともに、辺長及び幅員計算書を提出すること。

(検査)

第13条 原図及び成果品を提出するときは、次の検査を受けなければならない。

(1) 原図検査（野取原図及び原図）

(2) 完了検査

(委託料の支払)

第14条 委託料の支払いは、業務完了後に支払うものとする。

(委託予定数量)

第15条 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(業務体制)

第16条 本業務は各案件が小規模であるが、年間を通して断続的に実施していくため、本市に本店が所在し、常時即時に対応できる体制を整えておくこと。

(測量士の配置)

第17条 各案件の委託場所に対して、従事する測量班を1班（1班当たり測量士2名、うち1名は測量士補でも可）確保すること。

(その他)

第18条 この特記仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。

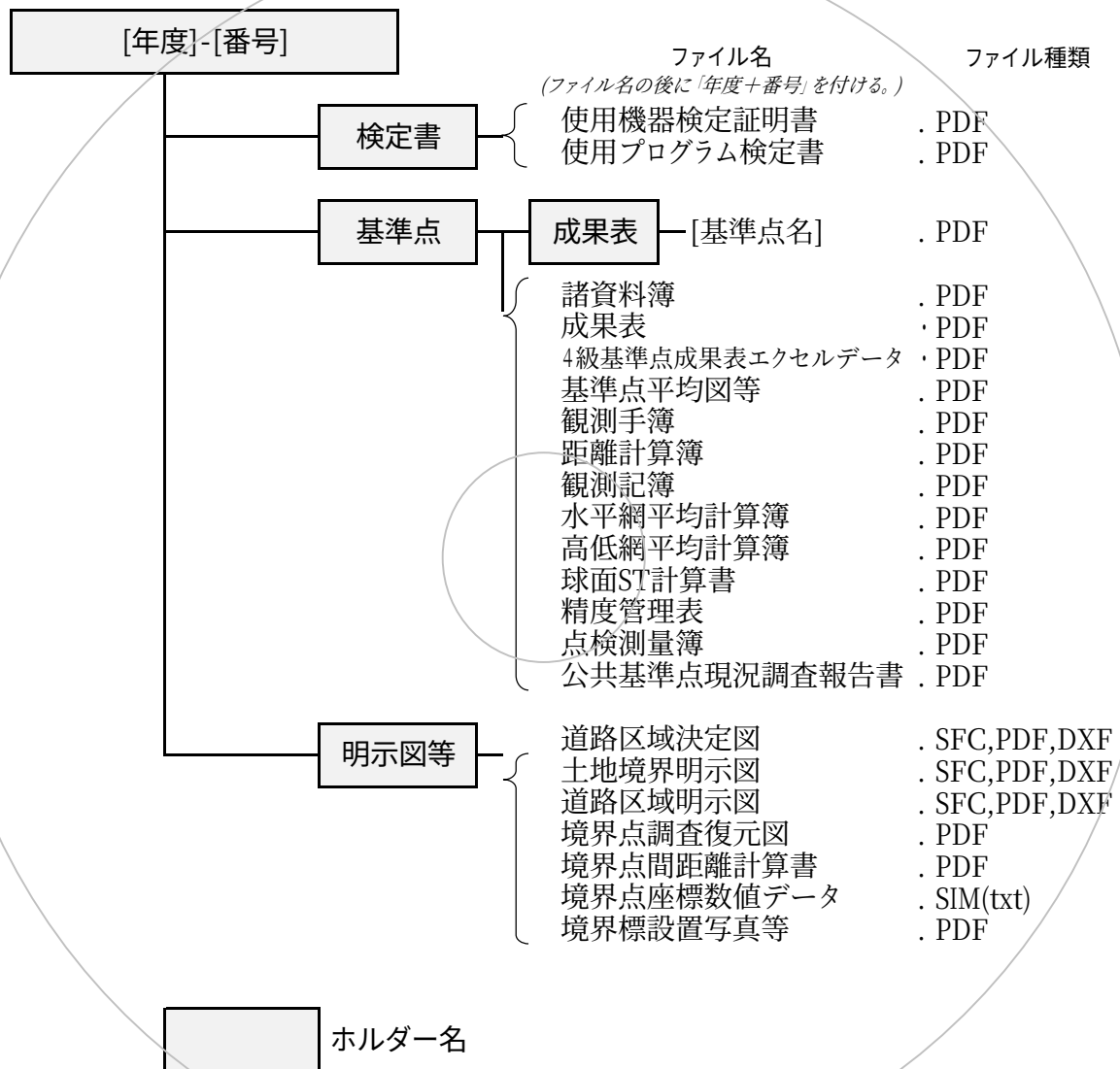
4級基準点成果表については、監督員が別途指示するエクセルデータの様式により作成を行うこと。

道路区域明示等の測量における電子納品リスト

番号	測量箇所	測量作業実施者名

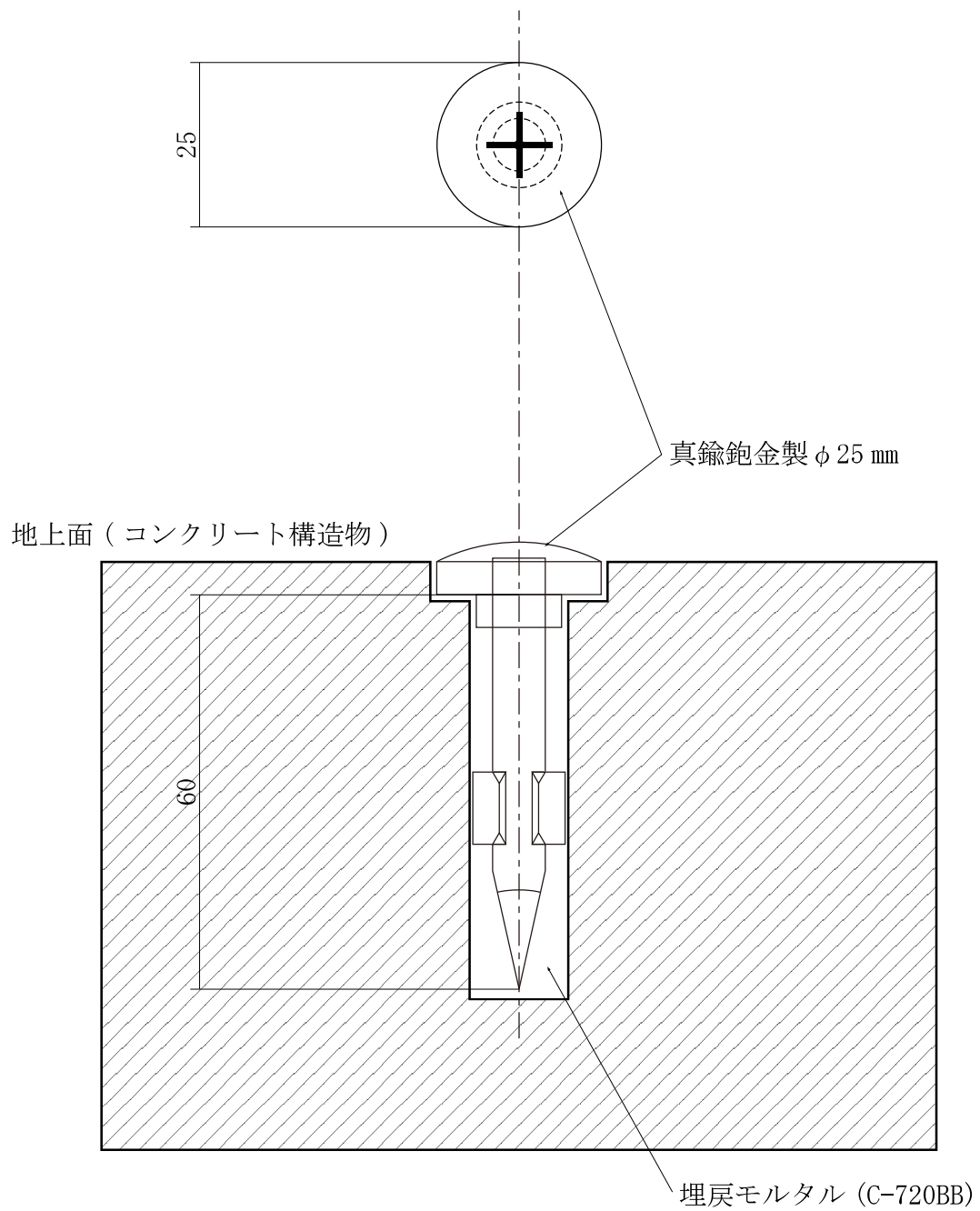
[illegible]

CD作成のイメージ



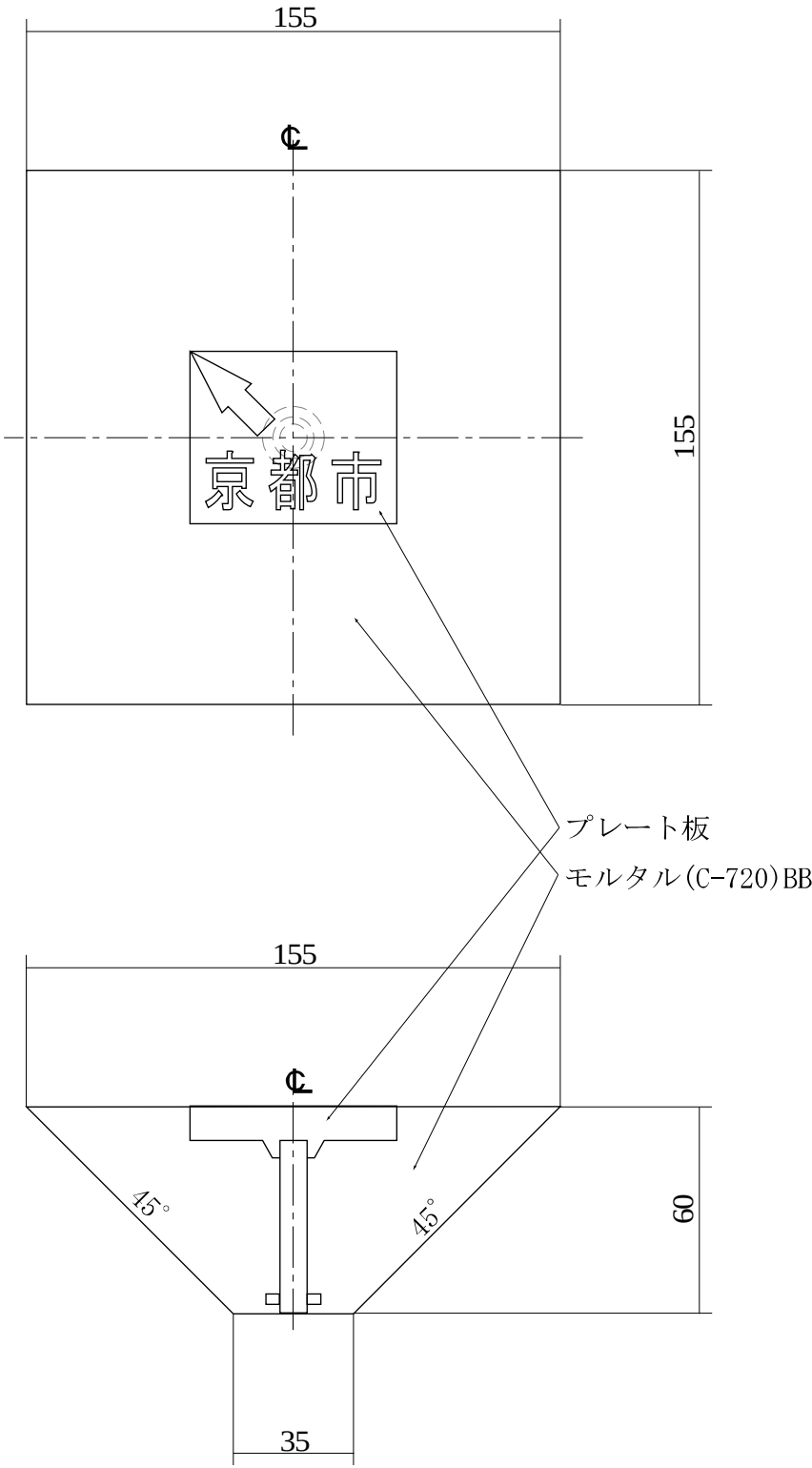
4 級基準点埋設図

縮尺 1 / 1

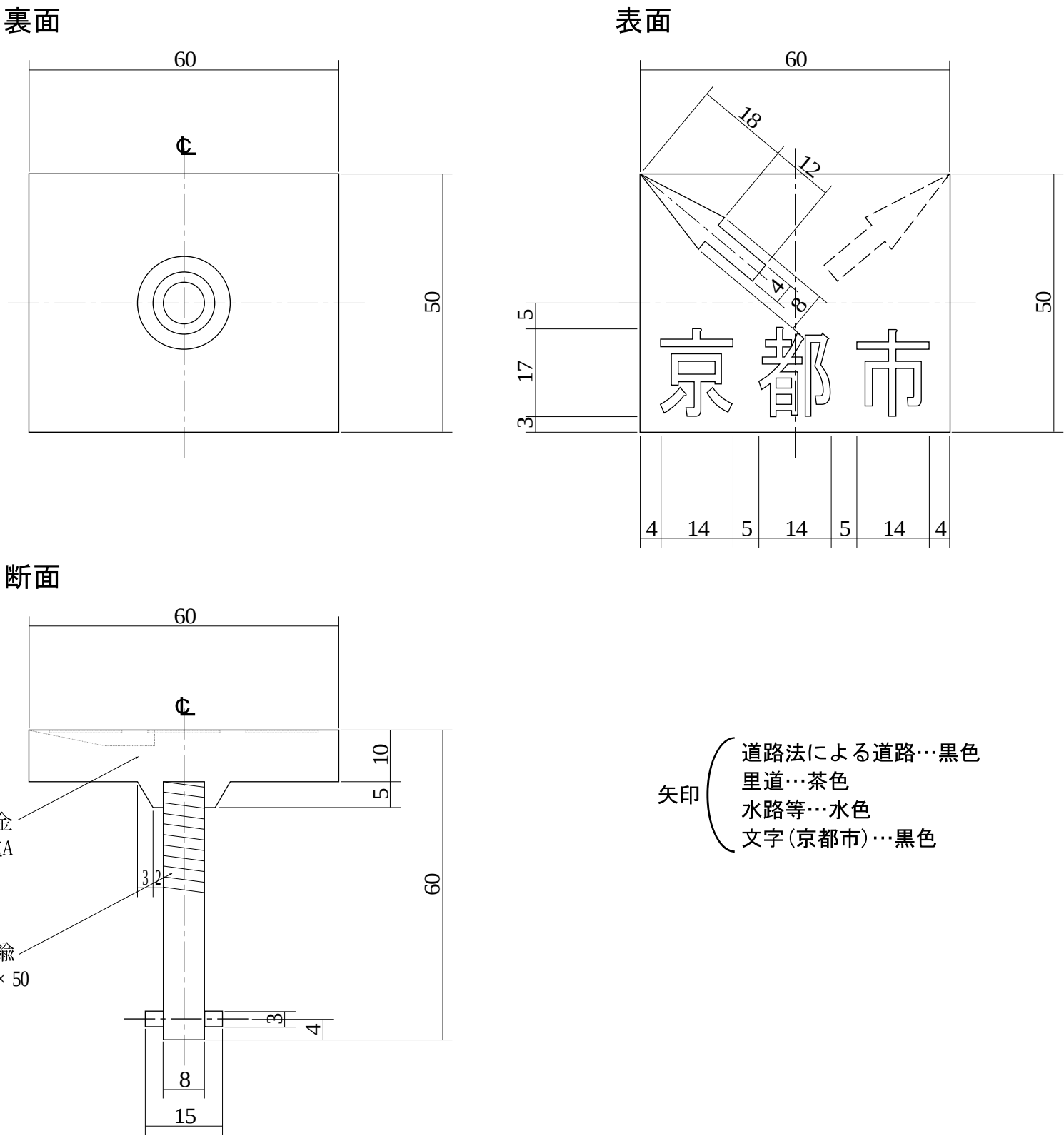


境界明示板据付工事標準図

構造図 縮尺1/2



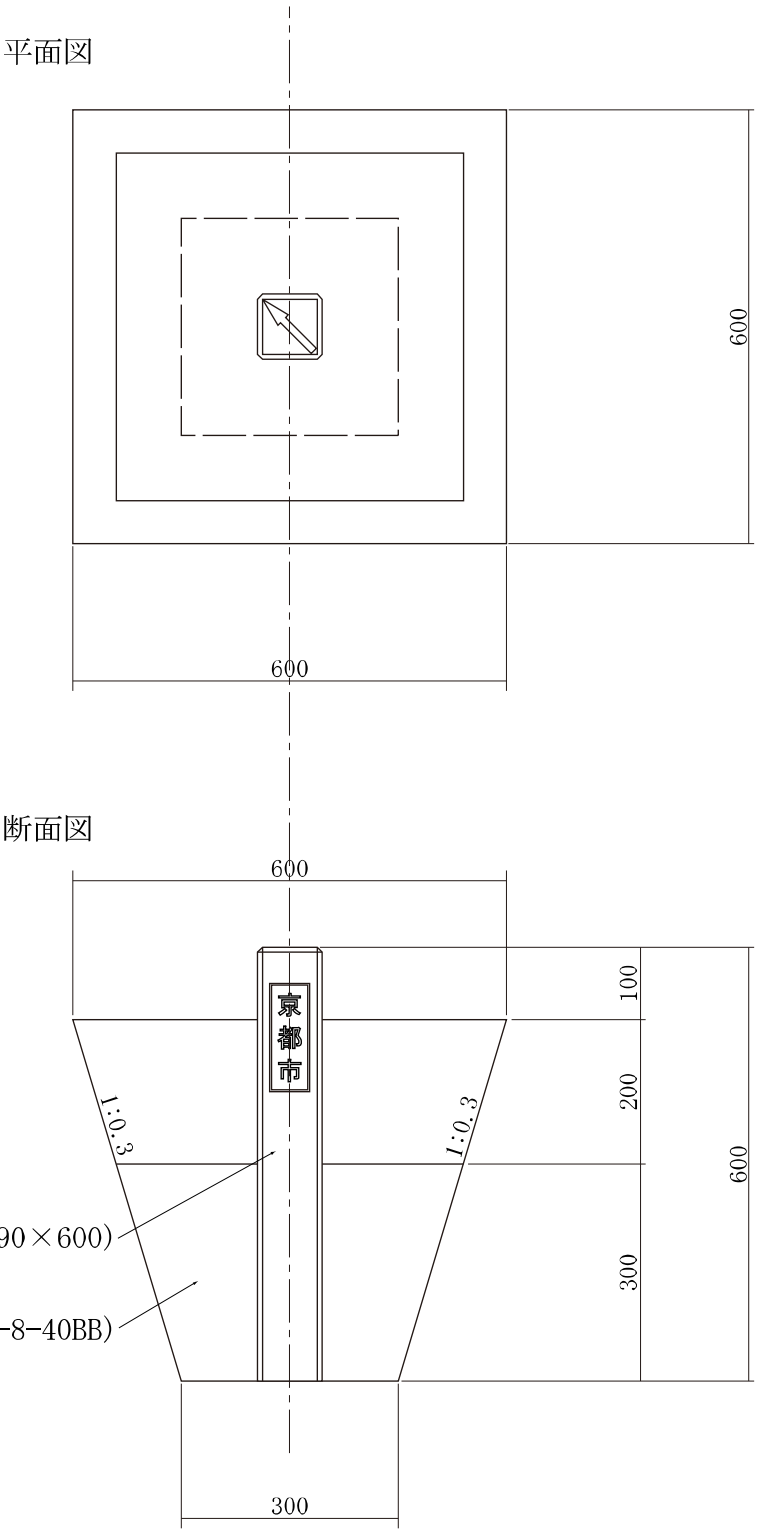
プレート境界標詳細図 縮尺1/1



矢印
道路法による道路…黒色
里道…茶色
水路等…水色
文字(京都市)…黒色

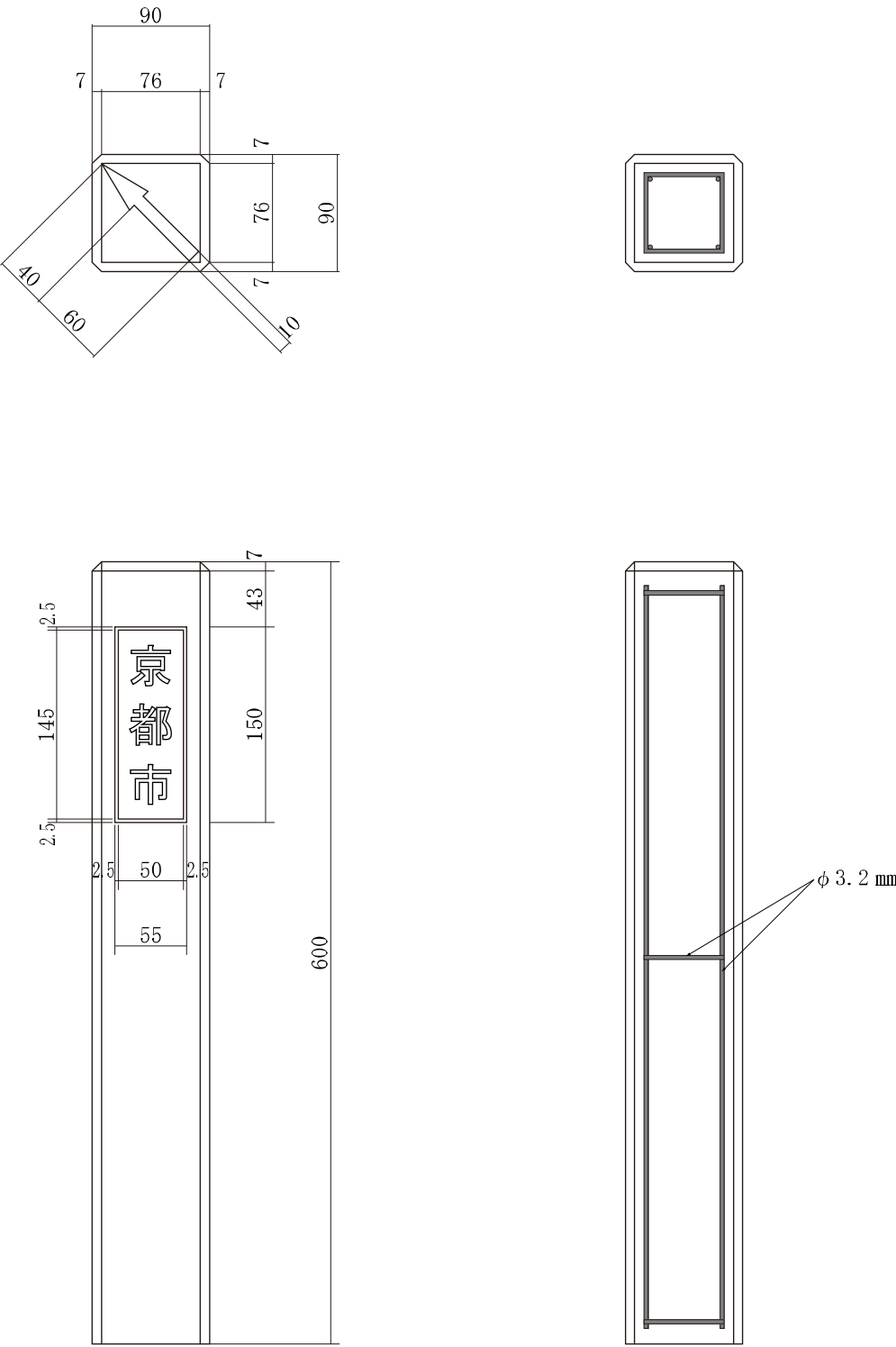
コンクリート境界標埋設工標準構造図

縮尺：1/10



コンクリート境界標詳細図

縮尺：1/5



・消去する。

⑧ 図面の接続に底地がある場合、
区域図面に底地番号を表記

方向の矢印は付けない。
数字は傾けない。
/ 実線にする。

新たに道路幅が確定する場合は
幅員を朱書き。

対側既明示のある場合、
町名および明示番号をカッコ書き。

横断面図は赤黒線とも実線とする。

横断面図 $S=1/100$

引照及びタスキは一点鎖線
幅員は破線が見やすい。

地番はMSゴシック、名前はMS明朝が見やすい。

建物には影を付けず
堅牢建物表記とする。

公官庁の財産は「〇〇所管地」と表記
地番があれば、地番を
記入（カッコ書きしない）

線が近接する場合、赤線と重ならないように実寸より広くして表示する。
道路区域境界点と市有地境界点が重なる場合は、詳細図をつける。
印刷する場合、赤線と黒線が重ならないように注意し、場合によっては黒線を削除する。

点名	X座標	Y座標	標高	ジオイド高	種別
0330001	-110447.969	-29122.002	35.622	37.404	既設3級基準点
50-0500	-110062.075	-29117.803	36.041	37.404	既設4級基準点
T.1	-110072.577	-29154.990	—	—	既設補助基準点
T.2	-110067.797	-29140.081	—	—	既設補助基準点

平均縮尺係數 (0.999910)

点名	X座標	Y座標	種別
P. 1	-110069.191	-29149.819	プレート
P. 2	-110067.861	-29147.427	プレート
P. 3	-110062.329	-29137.107	プレート
P. 4	-110059.488	-29130.501	プレート
P. 5	-110056.620	-29122.383	プレート
K 23	-110057.283	-29116.762	ポイント
P. 7	-110060.107	-29115.080	プレート
P. 8	-110064.041	-29117.933	プレート
P. 9	-110060.614	-29121.346	プレート
P. 10	-110060.351	-29123.025	プレート
P. 11	-110067.444	-29138.168	プレート
N. 1	-110072.755	-29147.789	金属鎮
K. 1	-110069.779	-29149.465	ポイント
K. 2	-110068.463	-29147.090	ポイント
K. 3	-110064.469	-29139.747	ポイント
K. 4	-110062.976	-29136.775	ポイント
K. 5	-110060.070	-29130.246	ポイント
K. 6	-110058.068	-29125.293	ポイント
K. 7	-110057.506	-29124.030	ポイント
K. 8	-110062.573	-29114.019	ポイント
K. 9	-110069.913	-29111.267	ポイント
K. 10	-110071.381	-29115.181	ポイント

点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
K 11	-110062.225	-29118.721	ポイント
K 12	-110061.713	-29119.148	ポイント
K 13	-110061.015	-29124.252	ポイント
K 14	-110063.146	-29128.880	ポイント
K 15	-110066.091	-29135.274	ポイント
省 略			
K 24	-110066.888	-29138.482	ポイント
K 25	-110070.856	-29145.777	ポイント
K 26	-110072.167	-29148.142	ポイント
既P. 1	-110070.915	-29153.082	既設プレート
既P. 2	-110074. 639	-29151. 138	プレート (復元)
既K. 1	-110071. 570	-29152. 740	既設ポイント
既K. 2	-110073. 990	-29151. 477	既設ポイント
1. 1	-110074. 385	-29156. 396	マンホール中心
1. 2	-110056. 581	-29119. 683	マンホール中心
1. 3	-110081. 114	-29109. 303	マンホール中心

道路明示課のプレート、コンクリートの場合は「京都市」は付けない。

使用するフォントはMS明朝、MSゴシックに限る。
 なお、PDF化する時にフォントを埋め込んでファイルにすること
 周囲の余白は20mm以上確保する。

既設プレートが残っている場合
亡失したプレートを再度埋標した場合
既設プレートが無くなっている場合

恒久的に変化しにくいと思われるものを引照点とする
例) マンホール中心・ロック角・家角
金属鋸・かずら石角・縁石角・旧壁角・コン杭

基準点網図 S=1/2500



基準点網図には背景を入れること。
背景はラスターままで、ベクトル化してはならない。

出力サンプル

赤線の根拠となった地物があれば記入
例) かずら石・縁石・旧壁・コン杭等

断面図は市有地の地番無し

* 赤線は全て線幅 0.18mm～0.25mm
横断方向は線幅 0.18mm～0.25mm
図枠は線幅0.50mm
上記以外の黒線は全て0.13mm～0.35mm

区画整理地区には区を入れる。 → 区
円の大きさは10mmで枠内に入れる。

件名	道 路 区 域 明 示 図		
路 線 名	京都緯10号線 京都経2号線	縮 尺	1/250
所 在 地	洛南区衣津面凸凹町123番地先他		
明示年月日	令和 年 月 日	コンクリート植 プ レ ー ト 理 設 本 数	P=11枚
決定番号			
京都市建設局土木管理部道路明示課			

測量 令和 年 月 日

測量業者名

主任技術者名

消去する。

方向の矢印は付けない。
数字は傾けない。
実線にする。

新たに道路幅が確定する場合は
幅員を朱書き。

対側既明示のある場合、
町名および明示番号をカッコ書き。

横断面図は赤黒線とも実線とする。

横断面图 S=1/100

引照及びタスキは一点鎖線
幅員は破線が見やすい。

底地が未明示の場合は
赤丸とし新規点名
(区域=底地の場合は点名を変える)

地番はMSゴシック、名前はMS明朝が見やすい。

建物には影を付けず
堅牢建物表記とする

大森 建設局所管地は
日開け

里道・水路名があれば記入
地番があれば記入（カッコ書き）

公官庁の財産は
「〇〇所管地」と表記
地番があれば、地番を
記入（カッコ書きしない）

線が近接する場合、赤線と重ならないように実寸より広くして表示する。
道路区域境界点と市有地境界点が重なる場合は、詳細図をつける。
印刷する場合、赤線と黒線が重ならないように注意し、場合によっては黒線を削除する。

基準点座標一覧表						(ジョイント2017使用)
点 名	X 座 標	Y 座 標	標 高	ジョイント高	種 別	
0330001	-110047.969	-29122.002	35.622	37.404	既設3級基準点	
50-0500	-110062.075	-29117.803	36.041	37.404	既設4級基準点	
T. 1	-110072.577	-29154.990	—	—	既設補助基準点	
T. 2	-110067.797	-29140.081	—	—	既設補助基準点	

平均縮尺係数 (0.999910)

境界点座標一覧表			
点名	X座標	Y座標	種別
P. 1	-110069.191	-29149.819	プレート
P. 2	-110067.861	-29147.427	プレート
P. 3	-110062.329	-29137.107	プレート
P. 4	-110059.488	-29130.501	プレート
P. 5	-110056.620	-29122.383	プレート
K 23	-110057.283	-29116.762	ポイント
P. 7	-110060.107	-29115.080	プレート
P. 8	-110064.041	-29117.933	プレート
P. 9	-110060.614	-29121.346	プレート
P. 10	-110060.351	-29123.025	プレート
P. 11	-110067.444	-29138.168	プレート
X. 1	-110072.755	-29147.789	金属鉋
K. 1	-110069.779	-29149.465	ポイント
K. 2	-110068.463	-29147.090	ポイント
K. 3	-110064.469	-29139.747	ポイント
K. 4	-110062.976	-29136.775	ポイント
K. 5	-110060.070	-29130.246	ポイント
K. 6	-110058.068	-29125.293	ポイント
K. 7	-110057.506	-29124.030	ポイント
K. 8	-110062.573	-29114.019	ポイント
K. 9	-110069.913	-29111.267	ポイント
K. 10	-110071.381	-29115.181	ポイント

点 名	X 座 標	Y 座 標	種 別
K 11	-110062.225	-29118.721	ポイント
K 12	-110061.713	-29119.148	ポイント
K 13	-110061.015	-29124.252	ポイント
K 14	-110063.146	-29128.880	ポイント
K 15	-110066.091	-29135.274	ポイント
省 略			
K 24	-110066.888	-29138.482	ポイント
K 25	-110070.856	-29145.777	ポイント
K 26	-110072.167	-29148.142	ポイント
既P. 1	-110070.915	-29153.082	既設プレート
既P. 2	-110074. 639	-29151. 138	プレート (復元)
既K. 1	-110071. 570	-29152. 740	既設ポイント
既K. 2	-110073. 990	-29151. 477	既設ポイント
I. 1	-110074. 385	-29156. 396	マンホール中心
I. 2	-110056. 581	-29119. 683	マンホール中心
I. 3	-110081. 114	-29109. 303	マンホール中心

道路明示課のプレート、コンクリートの場合は「京都市」は付けない。

使用するフォントはMS明朝，MSゴシックに限る。
 なお，PDF化する時にフォントを埋め込んでファイルにすること
 周囲の余白は20mm以上確保する。

基準点網図 S=1/2500



基準点網図には背景を入れること。
背景はラスターままで、ベクトル化してはならない。

出力サンプル

赤線の根拠となった地物があれば記入
例) かずら石・縁石・旧壁・コン杭等

断面図は市有地の地番無し

＊ 赤線は全て線幅 0.18mm～0.25mm
横断方向は線幅 0.18mm～0.25mm
図枠は線幅0.50mm
上記以外の黒線は全て0.13mm～0.35mm

文字を入れる場合タイトルより20mm以内にすること。

件名	土 地 境 界 明 示 図		
路 線 名 又は名称	京都緯10号線 京都経2号線	縮 尺	1/250
所 在 地	洛南区衣津面凸凹町123番地先他		
決定年月日	令和 年 月 日	コンクリート積 ブ 理 設 本 数	P=11枚
決定番号			
京都市建設局土木管理部道路明示課			

既設プレートが残っている場合
亡失したプレートを再度埋標した場合
既設プレートが無くなっている場合

恒久的に変化しにくいと思われるものを引照点とする
例) マンホール中心・ロック角・家角
金属鉋・かずら石角・縁石角・旧壁角・コン杭

測量 令和 年 月 日

測量業者名

主任技術者名